

5. 受講上の注意

授業を受ける際に知っておかなければならないことを説明します。知らないばかりに授業を受けられなかったり、必要な連絡ができなかったり、学生生活上の必要な支援が得られなかったり、さまざまな不都合が生じることとなります。受講上の基本的な注意については、特に確認しておきましょう。

5-1 教室

教養教育科目の授業は、主に一般教育棟を使用して開講されますが、学部や情報統括センターの教室を使用する場合がありますので注意してください。

詳しくは、「教養教育科目授業時間表」及び73頁「学内案内図・教室配置図」を参照してください。

5-2 授業に関する連絡

教養教育科目に関するいろいろな連絡は、次の方法で行われますので、必ず定期的に確認してください。

教養教育掲示板

教養教育関係の「休講」・「補講」・「お知らせ」等の情報を掲示します。
一般教育棟A棟1階掲示板を定期的に確認してください。

5-3 教室変更

授業開始後は、受講者数の増減に伴い、教室を変更することがあります。教室変更については、一般教育棟A棟1階掲示板を必ず確認してください。

5-4 休講・補講

授業担当教員が、出張または病気等の理由で、担当する授業を休講する場合及びそれに伴う補講を行う場合は、一般教育棟A棟1階掲示板で通知しますので、毎日掲示を見るようにしてください。

5-5 公欠・準公欠・その他の欠席

(1) 公欠

以下の場合は、公欠として認められます。手続きは、所属学部の教務学生担当窓口で行ってください。

- ① 気象警報・交通機関の運休による欠席
- ② 親族が死亡したことによる欠席
- ③ 感染症に罹患したことによる欠席
- ④ 弾道ミサイルが落下したことによる欠席

【See→42頁「学生の通学が困難となる事由が発生した場合における授業等の取扱いについて」】

(2) 準公欠

以下の場合は、準公欠として認められます。手続きは、所属学部の教務学生担当窓口で行ってください。

- ① 裁判員制度に基づき裁判所へ出頭する場合、その他証人、参考人等として裁判所その他官公署へ出頭することによる欠席
- ② 骨髄移植のために骨髄液等の提供を行う場合等の欠席

5. 受講上の注意

③災害ボランティア活動に伴う欠席

(対象となる災害は公示しますので、掲示又はホームページにより確認してください。)

【See→42 頁「学生の通学が困難となる事由が発生した場合における授業等の取扱いについて」】

(3) その他の欠席

公欠や準公欠とならない事由(主に、以下の表に掲げるもの)により授業を欠席する場合は、授業の欠席を届け出る際に、72ページに掲載している様式を使用することができます。(ただし、所属学部・研究科等により授業欠席の取扱い等が別途に定められている場合は、それに従ってください。)

この欠席届を提出する場合は、記入した後、必要に応じて関連書類を添付の上、授業担当教員あてに直接提出してください。

この欠席届の提出にかかわらず、成績評価に当たっての配慮を行うかどうかについては、各授業担当教員の判断に委ねられています。この欠席届の提出により、授業担当教員による成績評価における配慮を確約するものではありません。

【欠席届を使用することができる主な授業欠席の事由】

本学の教育施設以外で実施する授業等	教育実習等	教育職員免許状又は保育士資格の取得のために必要な実習をいう。
	介護等の体験	教育職員免許状(小学校及び中学校免許)の取得のために必要な体験をいう。
	インターンシップ実習	本学の開講する授業で、単位認定を行う就業体験をいう。
	学外研修等	学部・研究科等において実施する学外研修及び学外施設見学等をいう。
集中講義	授業実施期間中における集中講義をいう。	
病気又はけが	学生の通学が困難となる事由が発生した場合における授業等の取扱いについて(平成21年9月16日学長裁定)第4に規定する、学生が感染症に罹患した場合等の取扱いによらない病気又はけがをいう。	
課外活動	岡山大学公認サークルの活動に伴う大会等への出場をいう。	
就職活動	授業実施期間中における就職活動をいう。	

5-6 レポートの提出

(1) レポートの作成

「授業科目名、担当教員名、学部、学科、学生番号、氏名」をレポートの表紙にわかりやすく記入してください。レポートが複数枚になる場合は、ホッチキスで留めて提出してください。

(2) レポート作成上の注意

レポートの中で他人のアイデアを引用する場合は、適切な引用や出典参照をしないと「剽窃(ひょうせつ)行為」とみなされます。「剽窃」とは、「他人のアイデアを自分のものとして使用する行為」で、以下のような具体例があります。

- ・書籍、論文、インターネット上の文章、データ、写真、絵、図、チャート等、書かれたものや、口頭で示された他人の意見や構想を、適切な引用や出典参照をしないで、写して(コピー&ペーストして)自分のものとして、レポート・論文・発表等で使用すること
- ・書籍、論文、インターネット上の文章、データ、写真、絵、図、チャート等、書かれたものや、口頭で示された他人の意見や構想を、適切な引用や出典参照をしないで、少し言い換えたり、まとめたりして、自分のものとして、レポート・論文・発表等で使用すること
- ・レポートや論文、宿題などの成果物を、他人に作成してもらい、自分のものとして使用すること

5. 受講上の注意

また、他人ではなく自分が書いたものであっても、ある授業で提出したレポートを他の授業で再度提出することは、学問的倫理に反するのでやめましょう。

(3) レポートの提出期限, 提出場所

- ① 提出方法については、担当教員からの指示に従ってください。
- ② 指示された提出時間・期限を過ぎた場合、受理できませんので注意してください。
- ③ 提出場所が「一般教育棟」と指示された場合は、一般教育棟A棟2階学務部前の廊下にある「レポートボックス」に提出してください。設置時間は、平日8:30~17:00です。

レポート表紙

/
授業科目名
授業担当教員名
テーマ
学部・学科
学生番号
氏名



学生の通学が困難となる事由が発生した場合における授業等の取扱いについて《概念図》

公欠となる事項

1 気象警報・交通機関の運休

ケース①:
気象警報のうち、
(1)暴風警報
(2)暴風雪警報
(3)大雪警報(三朝を除く。)
(4)特別警報
のいずれかが発表されると…
ケース②:
教育担当理事の判断による休講

大学は休講(※1)

この場合、課外活動についても全て禁止

後日、補講を実施

※1 「休講」とは… 授業を取りやめること。

ケース③:
休講の対象とならない気象警報、交通機関の運行休止により通学が困難となった…

届け出ること、**公欠**

授業担当教員が、当該授業に相当する学習を課すものとする。

2 忌引き

学生の親族に不幸が…
ケース①: 配偶者
ケース②: 1親等(父母、子)
ケース③: 2親等(祖父母、兄弟姉妹、孫)

届け出ること、**公欠**

①配偶者 死亡日から(または葬儀等が行われた日を含む)連続7日以内
②1親等 死亡日から(または葬儀等が行われた日を含む)連続7日以内
③2親等 死亡日から(または葬儀等が行われた日を含む)連続3日以内

授業担当教員が、当該授業に相当する学習を課すものとする。

3 感染症

学生が、感染症に罹患し、出席停止となったら…
・インフルエンザ
・麻疹 など
※特定の感染症に限る。

届け出ること、**公欠**

医師の発行する病名・罹患期間の記載された診断書(治療証明書)に基づき、罹患期間=公欠期間とする。

授業担当教員が、当該授業に相当する学習を課すものとする。

インフルエンザ、麻疹などの集団発生の場合、感染拡大防止の措置として…

大学は休業(※2)

感染症罹患者の発生に伴い、感染症の感染拡大を防止する目的で行う休業措置については、本学の危機管理対策に基づきものとする。

休業となった期間の授業の取扱いは、その都度、学長及び教育担当理事等で協議の上、学長が決定するものとする。

※2 「休業」とは… 授業のみならず、研究活動についても行わないこと。原則として、大学への立ち入りを禁止する。

4 その他特別の事情

ケース①:
Jアラートが発信され、岡山県内に弾道ミサイルが落下した場合
(三朝地区の場合は、鳥取県内)

大学は休講(※1)

この場合、課外活動についても全て禁止

後日、補講を実施

※1 「休講」とは… 授業を取りやめること。

ケース②:
休講の対象とならない地域に弾道ミサイルが落下し、学生が通学に利用する交通機関の運行休止等により通学が困難となった場合

届け出ること、**公欠**

授業担当教員が、当該授業に相当する学習を課すものとする。

準公欠(※3)となる事項

1 裁判員制度

2 その他証人、参考人等として裁判所その他官公署へ出頭する場合

ケース①:
辞退せず、裁判員制度に基づき裁判所へ出頭したら…
ケース②:
証人や参考人等として、裁判所その他官公署へ出頭したら…

届け出ること、**準公欠**(※3)

①出頭したことの証明書を添付
②当該用務に従事した期間の証明書を添付

授業担当教員が、当該授業に相当する学習を課すものとする。

3 骨髄移植のための骨髄液提供等

ドナー候補者又はドナーとなり、検査、入院又は諸手続等のために医療機関へ赴く場合は…
※親族以外に提供する場合に限る。

届け出ること、**準公欠**(※3)

(財)骨髄移植推進財団の発行する証明書を添付

授業担当教員が、当該授業に相当する学習を課すものとする。

4 災害ボランティア活動

災害ボランティア活動に従事する場合は…
※学期当たり、最大7日間(往復に要する日数を含む。)を限度とする。
※対象となる災害は、公示する。

事前の申請により、**準公欠**(※3)

①保護者等及び指導教員等の了承を得た上で、事前に、申請書等を提出
②ボランティア活動終了後、ボランティア活動報告書の提出

授業担当教員が、当該授業に相当する学習を課すものとする。

※3 「準公欠」とは… 公欠に準じて取り扱う授業欠席のこと。

【注意】 ◆ 上記の各手続きは、所属学部・コース・研究科の教務担当窓口にて行ってください。
◆ 上記以外の授業欠席については、公欠又は準公欠になりません。

暴風時等の対応について(授業の扱い)

